

平成12年11月6日

(株)アール・ビー・エム(『エステ de ミロード』等)の自己破産関連消費生活相談の概要

国民生活センター

(株)アール・ビー・エム(『エステ de ミロード』等)が破産申請を行うとの情報が伝わった10月16日頃から、国民生活センターおよび各地消費生活センター等には関連した相談が入り、申請を行った17日から急増した。

国民生活センターでは、信販会社等の対応状況を各地消費生活センター等に情報提供している。

今回の破産宣告に関連して、国民生活センターおよび各地消費生活センターが、10月25日までに受付けた消費生活相談件数を集計した。

総件数 6,044 件(現時点での集計分)

地区別受付件数

北海道・東北地区	379
関東地区	3017
中部地区	642
近畿地区	1001
中国地区	269
四国地区	153
九州・沖縄地区	423
合計	5884

国民生活センター	160
総合計	6044

〔主な相談事例〕

・今年8月脱毛エステの契約をした。業者が自己破産したが、サービスは半分しか受けていない。約100万円の信販会社とのクレジット契約は、約60万円支払ったところだが、残りは支払いたくない。(20歳代 会社員)

・一昨年、エステサービスの契約をし、300万円現金で支払った。業者が自己破産したが、未消化のサービスがかなりあるが、どうしたらいいか。(20歳代 会社員)

・自己破産した業者が経営していたフィットネスクラブの契約をした。一括払いのクレジット契約だが、一度も利用していないので支払いを止めたい。(30歳代 会社員)

参考：P I O - N E Tに今回の破産手続以前に入力されていた、「エステ de ミロード」に関する消費生活相談件数。累積で約2,520件(10月16日までの入力分)

[問題点]

- ・ 法的には、改正割賦販売法が施行された平成 11 年 10 月 22 日以降の契約で、代金の支払いが 2 ヶ月以上かつ 3 回以上であれば、同法による支払い停止の抗弁が認められることになる。また、それ以前の契約やフィットネスクラブの契約などは、平成 4 年の通産省取引信用室長通達による対応も考えられる。しかし、実際に消費生活センター等に寄せられる相談の中には、クレジットカードによる翌月一括払いやボーナス一括払いのほか現金やクレジット契約による一括払いなどのケースが少なくない。クレジットカードによる翌月一括払いやボーナス一括払い等については、英会話教室の倒産の際こうした支払い方法についても同様の対応がなされた例もあるが、今回どのように対応されるかは、現状ではあきらかではない。
- ・ 営業権の譲渡によるサービスの継続や全日本エステティック業連絡協議会が希望者への代替サービスの提供を検討しているというが、1 人の相談者が複数の契約をしたり、「永久会員」や無料のサービスなど様々な契約の態様があるため、未消化部分のサービスの見極めが難しいと思われ、どの程度代替サービスを受けられるのか疑問である。

以 上

<title> (株)アール・ビー・エム (『エステ de ミロード』等) の自己破産関連消費生活相談の概要</title>